

山梨県市町村総合事務組合交通災害共済事務取扱要領

山梨県市町村総合事務組合交通災害共済事業(以下「交通災害共済」という。)の事務取扱いは、この要領によるものとする。

第1 交通災害共済取扱職員の併任発令、事務分掌及び専決事項

1 交通災害共済取扱職員の併任発令について

- (1) 組合長は、交通災害共済を共同処理する組合市町村において交通災害共済の業務を行うため、組合市町村の職員を交通災害共済取扱主任、交通災害共済事務取扱者、分任出納員及び現金取扱員(以下「取扱職員」という。)として組合の職員に併任するものとする。
- (2) 組合市町村の長は、取扱職員(交通災害共済取扱主任=主管課の長、交通災害共済事務取扱者=担当職員、分任出納員=会計管理者、現金取扱員=担当職員)を組合長に推薦するものとする。当該取扱職員に異動があったときも同様とする。

2 取扱職員の事務分掌について

- (1) 交通災害共済取扱主任及び交通災害共済事務取扱者
 - ア 地域住民に対する交通災害共済の広報に関すること。
 - イ 交通災害共済加入申込書(山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例施行規則(昭和51年組合規則第6号。以下「規則」という。)様式第1号をいい、以下「加入申込書」という。)の受理に関すること。
 - ウ 交通災害共済掛金に関すること。
 - エ 加入しようとする者の資格等の点検・確認に関すること。
 - オ 交通災害共済見舞金請求書(規則様式第3号をいい、以下「共済見舞金請求書」という。)の受付に関すること。
- (2) 分任出納員
 - ア 交通災害共済掛金の出納及び保管に関すること。
 - イ 交通災害共済見舞金の支出負担行為(交通災害共済取扱主任において専決することができるものに限る。)の確認に関すること。
- (3) 現金取扱員
交通災害共済掛金の収納に関すること。

3 交通災害共済取扱主任の専決事項について

- (1) 共済見舞金請求書の受付に関すること。
- (2) 共済見舞金請求書の点検・確認に関すること。
- (3) 山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例(平成21年組合条例第6号。以下「条例」という。)別表に定める7-1等級から9-2等級までの共済見舞金及び条例第7条第4項の規定による共済見舞金の決定に関すること。
- (4) 山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例(令和2年組合条例第4号)附則第2項の規定により従前の例によることとされた共済見舞金8-1等級から10等級までの決定に関すること。

第2 加入申込書に関する取扱い

1 加入申込書の受付について

交通災害共済取扱主任は、交通災害共済に加入しようとする者又はその代理人に、加入申込書の所定欄に必要な事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

2 加入者の資格の点検・確認及び加入者証の交付について

- (1) 加入申込書を受付したときは、その記載事項につき、住民基本台帳と照合し、加入者の資格を点検・確認する。
- (2) 加入者の資格につき、点検・確認の結果、適正であると認めるときは、次に掲げる措置を行う。
 - ア 加入番号を記入すること。
 - イ 加入者数の欄にはその人数を、掛金納入額の欄には金額を記入すること。
 - ウ 共済期間の欄は、4月1日から翌年3月31日までであること。ただし、4月1日

以後の加入者に係る共済期間は、加入の申込みをした日の翌日から、当該日以後における最初の3月31日までとすること。

エ 交通災害共済加入者証（規則様式第2号をいい、以下「加入者証」という。）及び交通災害共済掛金納入書（別記様式第1号。以下「納入書」という。）を作成し、加入者証は加入しようとする者又はその代理人に交付すること。

(3) 同一世帯において、すでに加入している者以外の者が新たに加入しようとする場合は、その者に係る加入申込書は、新規の申込みとして取扱う。

3 加入申込書（兼台帳）の保管について

加入申込書2通のうち正は組合の台帳とし、副は組合市町村において、最も適当と認める分類方法によって、これを保管する。

4 交通災害共済掛金について

(1) 共済掛金は、1人につき年額500円であり、中途加入であっても500円とすること。

(2) 共済掛金は、次に掲げる場合を除いては、還付しないものとする。

ア 加入者が共済期間の始まる前に死亡した場合

イ 同一人が重複して掛金を納入した場合

ウ 条例第3条第1号に規定するもの以外の加入申込者であることが、共済期間が始まる前に判明したとき

5 住所を移した場合の共済期間について

加入者が、その者の共済期間中に、組合市町村以外の地域に住所を移したときも当該共済期間中は加入者とみなす。

6 加入者証の再交付等の手続について

加入者証の再交付等の事務は、当該加入者証を交付した組合市町村の長が行う。この場合において、保管中の加入申込書と照合・確認の上、所定欄に必要な事項を記入し、及び欄外に「再交付」と朱書し、加入者証を交付するものとする。

7 加入申込書の送付について

交通災害共済取扱主任は、次の各号に掲げる加入申込書の区分に応じ、当該各号に定める期日までに交通災害共済加入申込書送付書（別記様式第2号）を添えて、加入申込書を組合長に送付するものとする。

(1) 当該年度の前年度の2月から3月までの受付分 当該年度の4月末日

(2) 当該年度の4月から6月までの受付分 当該年度の7月末日

(3) 当該年度の7月から3月までの受付分 当該年度の3月末日

第3 交通災害共済見舞金の請求に関する手続

1 共済見舞金の請求について

加入者が交通災害により、死亡した場合にはその遺族が、傷害を受けた場合には当該加入者が、共済見舞金請求書により共済見舞金の請求を行うものとする。

2 共済見舞金請求書に添付する書類について

共済見舞金請求書には、次に掲げる書類を添付するほか、組合長が必要と認める書類を添付するものとする。

障害及び傷害の場合	死亡の場合
(1) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書、規則別表に定める証明書又は交通災害申立書（規則様式第5号をいう。）	(1) 同左
(2) 診断書（施術証明書）（規則様式第4号をいう。）	(2) 医師の死亡診断書又は死体検案書
(3) 運転免許証の写し（加入者が運転している場合に限る。）	(3) 同左
(4) 身体障害者手帳の写し（障害の場合に限る。）	(4) 請求者の戸籍謄本

(注) 交通災害申立書の場合は、被害の程度が入院の区分であるときは9-1等級、実治療日数の区分であるときは9-2等級の共済見舞金を支給することができる。

3 共済見舞金の支給の特例に関する請求手続について

葬祭執行者又は遺族が条例第 10 条第 1 項に規定する葬祭に要した経費に相当する金額又は同条第 2 項に規定する弔慰金を請求する場合は、共済見舞金請求書に前項に規定する書類を添付するものとする。なお、葬祭に要した経費に相当する金額の場合は、葬祭執行者が支払った葬祭費に係る支払領収書その他証ひょう書類を添付すること。

第 4 交通災害共済見舞金の決定及び支給に関する手続

1 組合市町村における手続について

- (1) 交通災害共済取扱主任は、加入者、その遺族又は葬祭執行者（以下「請求者」という。）から共済見舞金請求書の提出があったときは、それを受理し、点検・確認を行い、当該共済見舞金請求書（交通災害共済取扱主任において専決することができるものを除く。）を組合に送付するものとする。
- (2) 交通災害共済取扱主任は、専決することができる共済見舞金については、当該共済見舞金請求書の内容を審査し、共済見舞金の額を決定するものとする。
- (3) 交通災害共済取扱主任は、前号の規定により共済見舞金の額を決定したときは、交通災害共済見舞金支給決定一覧（別記様式第 4 号）を作成し、分任出納員を経由して組合の会計管理者（以下「会計管理者」という。）に支出を命ずるものとする。
- (4) 交通災害共済取扱主任は、会計管理者から支払の通知を受けたときは、交通災害共済見舞金決定通知書（規則様式第 7 号をいい、以下「決定通知書」という。）により請求者に通知するものとする。
- (5) 交通災害共済取扱主任は、前号の規定による通知をしたときは、当該加入者の台帳に等級及び共済見舞金支給年月日を記入し、整理しておかなければならない。

2 組合における事務手続について

- (1) 組合長は、1 等級から 6-2 等級までの共済見舞金請求書の内容が適正であると認めたとときは、その共済見舞金を決定し、口座振替により支給するものとする。
- (2) 組合長は、1 等級から 6-2 等級までの共済見舞金の決定額について、決定通知書（組合市町村へは規則様式第 6 号、請求者へは規則様式第 7 号）により請求者及び組合市町村の長に通知するものとする。
- (3) 組合長は、共済見舞金の決定及び支給の内容について、必要があると認めるときは、調査を行い、又は必要な資料を関係者に提出させるものとする。

3 条例第 9 条第 2 項の規定による支給制限について

組合長は、条例第 9 条第 2 項に該当すると認めたとときは、条例第 11 条に規定する山梨県市町村総合事務組合交通災害共済審査会に諮問し、その答申を待って共済見舞金を決定するものとする。この場合において、組合長は、その事由及び金額を請求者及び組合市町村の長に通知するものとする。

第 5 会計事務の取扱いに関する手続

1 共済掛金の収納事務について

- (1) 分任出納員は、金融機関（郵便貯金銀行を除く。）に分任出納員名義の普通預金口座（以下「分任出納員口座」という。）を開設するものとする。
- (2) 分任出納員は、加入者からの共済掛金を収納し、これを分任出納員口座に預託するものとする。
- (3) 現金取扱員は、所管する組合市町村の共済掛金の収納を行うものとする。
- (4) 現金取扱員は、共済掛金を収納したときは、分任出納員口座に払い込むとともに、分任出納員にこの旨を通知するものとする。
- (5) 分任出納員は、第 2 第 7 項に規定するそれぞれの加入申込書の送付期限までに、それぞれの加入申込書に記載された共済掛金の合計額を、口座振替により組合が指定する金融機関の口座に納付するものとする。

2 共済見舞金の支給事務について

- (1) 分任出納員は、共済見舞金の支出負担行為（交通災害共済取扱主任において専決することができるものに限る。）の確認を行うものとする。

- (2) 分任出納員は、前号の規定による確認を行ったときは、交通災害共済見舞金支払依頼書明細書（別記様式第5号）を作成し、毎月5日又は15日までに会計管理者に送付するものとする。
- (3) 会計管理者は、前号に規定する明細書の送付を受けたときは、その内容を精査し、毎月10日又は20日に共済見舞金を支給するものとする。
- (4) 会計管理者は、組合の指定金融機関への支払手続を完了したときは、分任出納員にその旨を通知するものとする。

第6 事務取扱加入者割手数料等の交付

1 交通災害共済事務取扱加入者割手数料について

組合長は、組合市町村に対し、毎年度、当該年度の12月末日現在の加入者1人につき50円に相当する額を交付するものとする。

2 交通災害共済事務取扱均等割手数料について

組合長は、組合市町村に対し、1市町村当たり年額50,000円を交付するものとする。

3 住民基本台帳情報印字費について

組合長は、組合市町村に対し、毎年度、納入書、加入者証及び加入申込証（以下「納入書等」という。）又はそのいずれかに係る住民基本台帳情報印字費に相当する額を交付するものとする。この場合において、交付する額は、組合市町村が事業者へ委託する費用（税込）であって、納入書等1部につきその費用が7円以下の場合にあつては実際に要した費用とし、7円を超える場合にあつては7円とする。

4 封入封かん費について

組合長は、組合市町村に対し、毎年度、納入書等の送付に係る封入封かん費に相当する額を交付するものとする。この場合において、交付する額は、組合市町村が事業者へ委託する費用（税込）であって、納入書等1部につきその費用が17円以下の場合にあつては実際に要した費用とし、17円を超える場合にあつては17円とする。

第7 施行期日

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示はの施行の際現にある改正前の山梨県市町村総合事務組合交通災害共済事務取扱要領の規定による別記様式第1号（次項において「旧別記様式第1号」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の別記様式第1号によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧別記様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年組合告示第4号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年組合告示第13号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の山梨県市町村総合事務組合交通災害共済事務取扱要領の規定は、施行日以後に発生した交通災害から適用し、同日前に発生した交通災害については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年組合告示第2号)

1 この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2第7項及び第5第1項第5号並びに別記様式第2号及び別記様式第3号の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和5年4月1日

2 この告示(前項第1号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の第2第7項及び第5第1項第5号並びに別記様式第2号及び別記様式第3号の規定は、令和5年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この告示による改正後の第2第7項及び第5第1項第5号並びに別記様式第2号及び別記様式第3号の規定は、令和5年度以降の共済期間に係る事務手続について適用し、令和4年度以前の共済期間に係る事務手続については、なお従前の例による。